

広島市告示第501号

平成27年9月30日

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定します。

その関係図面は、平成27年9月30日から同年10月14日まで広島市道路交通局道路管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

整理番号	路線名	起 点
		終 点
17000	中2区 212号線	中区光南六丁目897番地37地先
		中区光南六丁目897番地39地先
17001	中3区 321号線	中区江波南一丁目1469番地24地先
		中区江波南一丁目1469番地28地先
17002	東1区 537号線	東区福田二丁目2610番地19地先
		東区福田二丁目2610番地18地先
17003	東2区 271号線	東区戸坂くるめ木一丁目186番地4地先
		東区戸坂くるめ木一丁目182番地10地先
17004	東3区 281号線	東区中山北町306番地28地先
		東区中山北町306番地34地先
17005	西4区 517号線	西区古江新町22番地7地先
		西区古江新町22番地57地先
17006	安佐南1区 513号線	安佐南区緑井五丁目1231番地2地先
		安佐南区緑井五丁目1217番地9地先
17007	安佐南1区 514号線	安佐南区緑井五丁目1230番地9地先
		安佐南区緑井五丁目1230番地8地先
17008	安佐南3区 838号線	安佐南区山本八丁目1476番地5地先
		安佐南区山本八丁目1475番地15地先
17009	安芸1区 665号線	安芸区中野二丁目290番地3地先
		安芸区中野二丁目292番地3地先
17010	佐伯1区 486号線	佐伯区石内北一丁目5004番地8地先
		佐伯区石内北一丁目5004番地8地先
17011	佐伯1区 487号線	佐伯区石内北一丁目5004番地156地先
		佐伯区石内北一丁目5004番地141地先
17012	佐伯1区 488号線	佐伯区石内北一丁目5004番地124地先
		佐伯区石内北一丁目5004番地107地先
17013	佐伯1区 489号線	佐伯区石内北一丁目5004番地88地先
		佐伯区石内北一丁目5004番地71地先
17014	佐伯1区 490号線	佐伯区石内北一丁目5004番地54地先
		佐伯区石内北一丁目5004番地39地先
17015	佐伯3区 326号線	佐伯区屋代三丁目101番地2地先
		佐伯区屋代三丁目427番地7地先
17016	佐伯4区 556号線	佐伯区五日市四丁目1310番地3地先
		佐伯区五日市四丁目1310番地18地先

広島市告示第502号

平成27年9月30日

道路の区域を次のように決定したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成27年9月30日から同年10月14日まで広島市道路交通局道路管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	敷地の幅員	敷地の延長
市道	中2区 212号線	メートル 4.30 ～ 8.70	メートル 30.00
		メートル 6.00 ～ 14.60	メートル 64.10
市道	中3区 321号線	メートル 6.00 ～ 14.60	メートル 64.10
		メートル 4.50	メートル 32.50
市道	東1区 537号線	メートル 4.50 ～ 9.20	メートル 86.80
		メートル 6.00 ～ 12.50	メートル 258.79
市道	東2区 271号線	メートル 4.20 ～ 8.20	メートル 21.40
		メートル 4.20 ～ 8.40	メートル 63.52
市道	東3区 281号線	メートル 4.00 ～ 8.06	メートル 24.25
		メートル 5.00 ～ 13.80	メートル 84.20
市道	安佐南1区 513号線	メートル 4.00 ～ 9.53	メートル 63.77
		メートル 6.01 ～ 11.60	メートル 390.20
市道	安佐南3区 838号線	メートル 6.01 ～ 6.96	メートル 206.40
		メートル 6.01 ～ 6.53	メートル 227.00
市道	安芸1区 665号線	メートル 6.01 ～ 12.41	メートル 214.00
		メートル 6.01 ～ 12.41	メートル 214.00

市道	佐伯1区 490号線	メートル 6.01 ～ 7.90	メートル 196.20
市道	佐伯3区 326号線	メートル 4.22 ～ 8.02	メートル 32.08
市道	佐伯4区 556号線	メートル 6.00 ～ 10.70	メートル 38.20

広島市告示第503号

平成27年9月30日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成27年9月30日から同年10月14日まで広島市道路交通局道路管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	供用開始区間	供用開始の期日
市道	中2区 212号線	中区光南六丁目897番地37地先	平成27年9月30日
		中区光南六丁目897番地39地先	
市道	中3区 321号線	中区江波南一丁目1469番地24地先	平成27年9月30日
		中区江波南一丁目1469番地28地先	
市道	東1区 537号線	東区福田二丁目2610番地19地先	平成27年9月30日
		東区福田二丁目2610番地18地先	
市道	東2区 271号線	東区戸坂くるめ木一丁目186番地4地先	平成27年9月30日
		東区戸坂くるめ木一丁目182番地10地先	
市道	東3区 281号線	東区中山北町306番地28地先	平成27年9月30日
		東区中山北町306番地34地先	
市道	西4区 517号線	西区古江新町22番地7地先	平成27年9月30日
		西区古江新町22番地57地先	
市道	安佐南1区5 13号線	安佐南区緑井五丁目1231番地2地先	平成27年9月30日
		安佐南区緑井五丁目1217番地9地先	
市道	安佐南1区5 14号線	安佐南区緑井五丁目1230番地9地先	平成27年9月30日
		安佐南区緑井五丁目1230番地8地先	

市道	安佐南3区8 38号線	安佐南区山本八丁目1476番地5地先	平成27年9月30日
		安佐南区山本八丁目1475番地15地先	
市道	安芸1区66 5号線	安芸区中野二丁目290番地3地先	平成27年9月30日
		安芸区中野二丁目292番地3地先	
市道	佐伯1区48 6号線	佐伯区石内北一丁目5004番地8地先	平成27年9月30日
		佐伯区石内北一丁目5004番地8地先	
市道	佐伯1区48 7号線	佐伯区石内北一丁目5004番地156地先	平成27年9月30日
		佐伯区石内北一丁目5004番地141地先	
市道	佐伯1区48 8号線	佐伯区石内北一丁目5004番地124地先	平成27年9月30日
		佐伯区石内北一丁目5004番地107地先	
市道	佐伯1区48 9号線	佐伯区石内北一丁目5004番地88地先	平成27年9月30日
		佐伯区石内北一丁目5004番地71地先	
市道	佐伯1区49 0号線	佐伯区石内北一丁目5004番地54地先	平成27年9月30日
		佐伯区石内北一丁目5004番地39地先	
市道	佐伯3区32 6号線	佐伯区屋代三丁目101番地2地先	平成27年9月30日
		佐伯区屋代三丁目427番地7地先	
市道	佐伯4区55 6号線	佐伯区五日市四丁目1310番地3地先	平成27年9月30日
		佐伯区五日市四丁目1310番地18地先	

広島市告示（中区）第185号

平成27年9月1日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（中区）第186号

平成27年9月1日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第187号

平成27年9月1日

広島バスセンター西A自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、8月29日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(中区)第188号

平成27年9月7日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第189号

平成27年9月7日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第190号

平成27年9月8日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第191号

平成27年9月8日

基町自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、9月7日に広島市西部自転車等保管所へ移動したの

で告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(中区)第192号

平成27年9月10日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第193号

平成27年9月11日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第194号

平成27年9月14日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第195号

平成27年9月14日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第196号

平成27年9月17日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（中区）第197号

平成27年9月17日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（中区）第198号

平成27年9月17日

袋町小学校地下自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、9月15日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示（中区）第199号

平成27年9月25日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（中区）第200号

平成27年9月25日

基町自転車等駐車場及び西新天地自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、9月18日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示（中区）第201号

平成27年9月25日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（中区）第202号

平成27年9月25日

富士見町第二自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、9月19日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示（中区）第203号

平成27年9月30日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（中区）第204号

平成27年9月30日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（中区）第205号

平成27年9月30日

基町自転車等駐車場及び西新天地自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、9月28日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

は、処分します。

広島市長 松井一實

下記略

広島市告示(東区)第85号

平成27年9月4日

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の規定に基づき、平成15年3月27日付けで、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した戸坂新町一丁目町内会について、次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長 松井一實

記

変更があった事項及びその内容

1 代表者の氏名及び住所

石川 武司 広島市東区戸坂新町一丁目10番16号を  
石原 秀一 広島市東区戸坂新町一丁目11番4号に変更する。

2 事務所の所在地の変更

広島市東区戸坂新町一丁目10番16号を  
広島市東区戸坂新町一丁目11番4号に変更する。

広島市告示(東区)第86号

平成27年9月8日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり略

広島市告示(東区)第87号

平成27年9月10日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成27年9月10日から当年9月25日まで東区建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	変更区間	旧新別	敷地の幅員	敷地の延長
主要地方道	広島中島線	東区温品五丁目903番2地先から 東区温品六丁目898番1地先まで	旧	メートル 9.70 ～ 17.70	メートル 115.00
			新	メートル 13.30 ～ 19.30	メートル 115.00

市道	東1区70号線	東区温品五丁目901番1地先から 東区温品五丁目898番7地先まで	旧	メートル 4.00 ～ 9.00	メートル 29.70
			新	メートル 4.00 ～ 24.80	メートル 29.70

広島市告示(東区)第88号

平成27年9月10日

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成27年9月10日から当年9月25日まで東区建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	供用開始区間	供用開始の期日
主要地方道	広島中島線	東区温品五丁目903番2地先から 東区温品六丁目898番1地先まで	平成27年9月10日
市道	東1区70号線	東区温品五丁目901番1地先から 東区温品五丁目898番7地先まで	平成27年9月10日

広島市告示(東区)第89号

平成27年9月10日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成27年9月10日から当年9月25日まで東区建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	変更区間	旧新別	敷地の幅員	敷地の延長
市道	東3区125号線	東区東山町17番9地先から 東区東山町13番2地先まで	旧	メートル 4.70 ～ 5.40	メートル 28.70
			新	メートル 6.00 ～ 6.80	メートル 28.70

広島市告示(東区)第90号

平成27年9月10日

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成27年9月10日から当年9月25日まで東区建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	供用開始区間	供用開始の期日
市道	東3区125号線	東区東山町17番9地先から東区東山町13番2地先まで	平成27年9月10日

広島市告示(東区)第91号

平成27年9月16日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(東区)第92号

平成27年9月18日

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成27年9月18日から当年10月5日まで東区建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	供用開始区間	供用開始の期日
市道	東1区427号線	東区福田五丁目1611番1地先から東区福田町字三田ヶ峠1563番1地先まで	平成27年9月18日

広島市告示(東区)第93号

平成27年9月18日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(東区)第94号

平成27年9月29日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(東区)第95号

平成27年9月29日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(南区)第125号

平成27年9月9日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第126号

平成27年9月10日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第127号

平成27年9月10日

広島駅南口第二駐輪場内に、長期間駐車されていた下記の自転車等については、9月9日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(南区)第128号

平成27年9月15日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第129号

平成27年9月18日

天神川南自転車等駐車場及び青崎一丁目自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記の自転車等については、9月17日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、1か月間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

~~~~~  
**広島市告示(南区)第130号**  
平成27年9月18日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

~~~~~  
**広島市告示(南区)第131号**  
平成27年9月18日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

~~~~~  
**広島市告示(南区)第132号**  
平成27年9月28日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

~~~~~  
**広島市告示(南区)第133号**  
平成27年9月28日

広島駅南口第二駐輪場内に、長期間駐車されていた下記の自転車等については、9月26日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

~~~~~  
**広島市告示(西区)第96号**  
平成27年9月4日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第86条の5第2項の規定に基づき、告示対象区域における一の敷地とみなすこと等の認定を取り消しました。

この関係図書は、広島市西区役所建設部建築課において、一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

記

1. 認定の取消しに係る区域  
広島市西区草津港一丁目の20番, 23番, 24番, 25番, 26番, 27番, 28番, 29番, 30番, 31番, 32番, 33番, 34番及び35番
2. 認定の取消しに係る認定番号  
第H23認定通知広島市建00005号
3. 認定の取消しに係る認定年月日  
平成23年12月2日

~~~~~  
**広島市告示(西区)第97号**  
平成27年9月4日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第86条第1項の規定に基づき、一の敷地とみなすこと等による制限の緩和を、下記の対象区域について認定しました。

この関係図書は、西区役所建設部建築課において縦覧します。

広島市長 松井一實

記

- 1 対象区域の名称 広島市西区草津港一丁目
- 2 対象区域の位置 広島市西区草津港一丁目の20番の一部, 24番, 25番, 26番, 27番, 28番, 29番, 30番, 31番, 32番, 33番, 34番, 34番の地先及び35番の一部
- 3 認定番号 第H27認定通知広島市建40001号
- 4 認定年月日 平成27年9月4日

~~~~~  
**広島市告示(西区)第98号**  
平成27年9月7日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

~~~~~  
**広島市告示(西区)第99号**  
平成27年9月8日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

この関係図書は、広島市西区役所建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第4号

- 2 指定年月日 平成27年9月8日
- 3 道路の位置 広島市西区三滝町の12番5の一部及び12番31の一部
- 4 幅員及び延長 幅員 4.00～5.00メートル  
延長 16.76メートル

広島市告示(西区)第100号

平成27年9月9日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成27年9月9日から同年9月24日まで広島市西区役所建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	変更区間	旧新別	敷地の幅員	敷地の延長
市道	西3区344号線	西区己斐上四丁目1184番地13地先から 西区己斐上四丁目1184番地9地先まで	旧	メートル 3.70～ 3.80	メートル 17.50
			新	メートル 3.80～ 3.90	メートル 17.50

広島市告示(西区)第101号

平成27年9月9日

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成27年9月9日から同年9月24日まで広島市西区役所建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	供用開始区間	供用開始の期日
市道	西3区344号線	西区己斐上四丁目1184番地13地先から 西区己斐上四丁目1184番地9地先まで	平成27年9月9日

広島市告示(西区)第102号

平成27年9月11日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(西区)第103号

平成27年9月16日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市

条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(西区)第104号

平成27年9月18日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(西区)第105号

平成27年9月24日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(西区)第106号

平成27年9月30日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(安佐南区)第95号

平成27年9月2日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を変更します。

その関係図面は、平成27年9月2日から平成27年9月16日まで、広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

区分	新旧別	路線名等	所在(起点及び終点)
里道	旧	安佐南1区372号里道	八木四丁目2351番3地先から 2351番2地先まで
	新	安佐南1区372号里道	八木四丁目2346番5地先から 2351番2地先まで



広島市告示（安佐南区）第96号

平成27年9月2日

長期間駐車されていた別紙自転車等については、平成27年8月20日及び同年8月28日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示（安佐南区）第97号

平成27年9月4日

平成27年第2回緑井財産区議会定例会を次のとおり招集します。

広島市長 松井一實

招集日時 平成27年9月16日（水）午後4時

招集場所 佐東公民館 第一研修室

広島市告示（安佐南区）第98号

平成27年9月10日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成27年9月10日から同月24日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	変更区間	新旧別	幅員(m)	延長(m)
市道	安佐南2区553号線	広島市安佐南区長楽寺一丁目894番地1地先から 広島市安佐南区長楽寺一丁目894番地1地先まで	旧	1.50 ～ 3.80	33.50
			新	3.80 ～ 12.90	33.50

広島市告示（安佐南区）第99号

平成27年9月10日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成27年9月10日から同月24日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	変更区間	供用開始の期日

市道	安佐南2区553号線	広島市安佐南区長楽寺一丁目894番地1地先から 広島市安佐南区長楽寺一丁目894番地1地先まで	平成27年9月10日
----	------------	--	------------

広島市告示（安佐南区）第100号

平成27年9月10日

昭和62年3月31日付け広島市告示第97号で市道の路線の認定を告示した次の路線について、その起点の表示を変更し、次のとおりとします。

広島市長 松井一實

	道路の種類	路線名	起 点	
			起 点	終 点
変更前	市道	安佐南2区553号線	広島市安佐南区長楽寺一丁目895番地3地先	広島市安佐南区長楽寺一丁目894番地1地先
変更後	市道	安佐南2区553号線	広島市安佐南区長楽寺一丁目895番地1地先	広島市安佐南区長楽寺一丁目894番地1地先

広島市告示（安佐南区）第101号

平成27年9月15日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成27年9月15日から同月29日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	変更区間	新旧別	幅員(m)	延長(m)
市道	安佐南1区327号線	広島市安佐南区川内一丁目1196番地16地先から 広島市安佐南区川内一丁目1196番地27地先まで	旧	3.23 ～ 3.28	20.70
			新	3.62 ～ 3.64	20.70

広島市告示（安佐南区）第102号

平成27年9月15日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成27年9月15日から同月29日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	変更区間	供用開始の期日
市道	安佐南1区327号線	広島市安佐南区川内一丁目1196番地16地先から 広島市安佐南区川内一丁目1196番地27地先まで	平成27年9月15日

広島市告示(安佐南区)第103号

平成27年9月25日

長期間駐車されていた別紙自転車等については、平成27年9月7日及び同月18日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示(安佐北区)第130号

平成27年9月2日

道路法(昭和27年法律第180号)による事業計画のある次の道路を、建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第4号に規定する道路と指定しました。

この関係書類は、安佐北区役所農林建設部建築課にて一般縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第1号
- 2 指定年月日 平成27年9月2日
- 3 路線名 一般県道宇津可部線
- 4 指定区間 (起点) 安佐北区亀山二丁目1047-10  
(終点) 安佐北区亀山二丁目1047-10
- 5 幅員 4.41~4.58m
- 6 延長 25.04m

広島市告示(安佐北区)第131号

平成27年9月9日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を廃止します。

その関係図面は、平成27年9月9日から同年同月24日まで、広島市安佐北区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

区分	路線名等	所在(起点及び終点)
里道	安佐北1区3541号里道	安佐北区白木町大字三田字下大椿3624番地先から 安佐北区白木町大字三田字下大椿3626番地先まで

広島市告示(安佐北区)第132号

平成27年9月9日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を廃止します。

その関係図面は、平成27年9月9日から同年同月24日まで、広島市安佐北区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

区分	路線名等	所在(起点及び終点)
水路	K4-F1-A下大椿-12-80号水路	安佐北区白木町大字三田字下大椿3621番1・3621番2合併地先から安佐北区白木町大字三田字下大椿3623番地先まで

広島市告示(安佐北区)第133号

平成27年9月11日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(安佐北区)第134号

平成27年9月11日

安芸矢口駅前駐輪場、安芸矢口駅前駐輪場、玖村駅前駐輪場、下深川駅南口駐輪場及び下深川駅北口駐輪場内に、長期間駐車されていた別紙自転車等については、平成27年9月10日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示(安佐北区)第135号

平成27年9月18日

平成27年第2回小河内財産区議会定例会を次のとおり招集します。

広島市長 松井一實

記

- 1 招集日時 平成27年9月29日午後3時
- 2 招集場所 広島市安佐北区安佐町大字小河内4579番地3  
安佐小河内集会所

広島市告示(安佐北区)第136号

平成27年9月18日  
平成27年第2回高南財産区議会定例会を次のとおり招集します。

広島市長 松井一實

記

- 1 招集日時 平成27年9月25日午後3時
- 2 招集場所 広島市安佐北区白木町大字秋山2391番地4  
白木出張所

広島市告示(安佐北区)第137号

平成27年9月24日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

この関係図書は、広島市安佐北区役所農林建設部建築課において一般縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1. 指定番号 第5号
- 2. 指定年月日 平成27年9月24日
- 3. 道路の位置 広島市安佐北区三入南二丁目の1762番、  
1763番1、1764番1、1751番1の  
各一部
- 4. 幅員及び延長 幅員 6.20メートル  
延長 28.54メートル

広島市告示(安芸区)第67号

平成27年9月3日

都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく次の道路を建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第4号に規定する道路として指定しました。

関係図書は、広島市安芸区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第1号
- 2 指定年月日 平成27年9月3日
- 3 道路の種類 都市計画道路
- 4 路線名及び区間 3・4・602号花都川線(2工区)  
起点 安芸区船越六丁目1249-2  
終点 安芸区船越六丁目1249-2  
延長 14.6m  
幅員 7.8m

広島市告示(安芸区)第68号

平成27年9月7日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成27年9月7日から平成27年9月21

日まで安芸区農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	変更区間	旧新別	敷地の幅員	敷地の延長
主要 地方道	東海田 広島線	安芸区畑賀町8 27番1地先から 安芸区畑賀町8 30番3地先ま で	旧	メートル 5.3 ～ 5.5	メートル 20.3
			新	メートル 5.3 ～ 9.0	メートル 20.3

広島市告示(安芸区)第69号

平成27年9月7日

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成27年9月7日から平成27年9月21日まで安芸区農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	供用開始区間	供用開始の期日
主要 地方道	東海田 広島線	安芸区畑賀町827番1地先 から 安芸区畑賀町830番3地先 まで	平成27年9月 7日

広島市告示(安芸区)第70号

平成27年9月7日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成27年9月7日から平成27年9月21日まで安芸区農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	変更区間	旧新別	敷地の幅員	敷地の延長
市道	安芸1区 241号 線	広島市安芸区中 野東六丁目44 08番1地先から 広島市安芸区中 野東六丁目44 08番1地先ま で	旧	メートル 2.2 ～ 2.7	メートル 26.3
			新	メートル 4.0 ～ 4.0	メートル 26.3

広島市告示(安芸区)第71号

平成27年9月7日

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成27年9月7日から平成27年9月21

日まで安芸区農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	供用開始区間	供用開始の期日
市道	安芸1区241号線	広島市安芸区中野東六丁目4408番1地先から 広島市安芸区中野東六丁目4408番1地先まで	平成27年9月7日

広島市告示(安芸区)第72号

平成27年9月15日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成27年9月15日から平成27年9月29日まで安芸区農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	変更区間	旧新別	敷地の幅員	敷地の延長
市道	安芸4区1号線	広島市安芸区矢野東二丁目399番1地先から 広島市安芸区矢野東二丁目399番1地先まで	旧	メートル 7.8 ～ 8.1	メートル 46.7
			新	メートル 7.8 ～ 23.4	メートル 46.7

広島市告示(安芸区)第73号

平成27年9月15日

広島市自転車の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(安芸区)第74号

平成27年9月15日

安芸区駐輪場内に、長期間駐車されていた下記の車両については、9月11日に広島市西部自転車等保管所へ移動しましたので、告示します。

なお、1か月間保管した後、申出のない車両については、処分します。

広島市長 松井一實

下記略

広島市告示(安芸区)第75号

平成27年9月28日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(安芸区)第76号

平成27年9月28日

安芸区駐輪場内に、長期間駐車されていた下記の車両については、9月25日に広島市西部自転車等保管所へ移動しましたので、告示します。

なお、1か月間保管した後、申出のない車両については、処分します。

広島市長 松井一實

下記略

広島市告示(佐伯区)第123号

平成27年9月1日

次のとおり市街化区域内の里道を廃止します。

その関係図面は、平成27年9月1日から同月15日まで、広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

区分	里道名	所在(起点及び終点)
里道	佐伯1区1280号里道	広島市佐伯区五日市町大字上河内甲46番1地先から 広島市佐伯区五日市町大字上河内甲46番1地先まで
里道	佐伯1区1284号里道	広島市佐伯区五日市町大字上河内48番1地先から 広島市佐伯区五日市町大字上河内48番1地先まで
里道	佐伯1区1286号里道	広島市佐伯区五日市町大字上河内48番1地先から 広島市佐伯区五日市町大字上河内48番1地先まで

広島市告示(佐伯区)第124号

平成27年9月1日

次のとおり市街化区域内の水路を廃止します。

その関係図面は、平成27年9月1日から同月15日まで、広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

区分	里道名	所在(起点及び終点)
----	-----	------------

水路	K3-H-29-5-9号水路	広島市佐伯区五日市町大字上河内甲45番地先から 広島市佐伯区五日市町大字上河内甲45番地先まで
水路	K3-H-29-5-10号水路	広島市佐伯区五日市町大字上河内甲46番1地先から 広島市佐伯区五日市町大字上河内甲46番1地先まで
水路	K3-H-29-5-15号水路	広島市佐伯区五日市町大字上河内甲46番1地先から 広島市佐伯区五日市町大字上河内甲46番1地先まで

広島市告示(佐伯区)第125号

平成27年9月7日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり略

広島市告示(佐伯区)第126号

平成27年9月4日

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第10項の規定に基づき、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として下記のとおり認可しました。

広島市長 松井一實

記

- 1 名称  
五月が丘連合町内会
- 2 規約に定める目的  
この会は、自主的な共同活動によって住民相互の連絡、環境の整備等を行い、五月が丘地区を明るく住みよい街とし、また楽しいふるさと創りを推進することを目的とする。
- 3 区域  
広島市佐伯区五月が丘一丁目、五月が丘二丁目、五月が丘三丁目、五月が丘四丁目及び五月が丘五丁目
- 4 事務所  
広島市佐伯区五月が丘五丁目12番13号
- 5 代表者名及び住所  
田中 敏彦  
広島市佐伯区五月が丘五丁目12番13号
- 6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代表者の選任の有無  
無
- 7 代理人の有無  
無
- 8 認可年月日

平成27年9月4日

広島市告示(佐伯区)第127号

平成27年9月11日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり略

広島市告示(佐伯区)第128号

平成27年9月11日

広島市五日市駅北口自転車等駐車場及び広島市五日市駅南口自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた別紙自転車等については、平成27年9月10日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙略

広島市告示(佐伯区)第129号

平成27年9月16日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり略

広島市告示(佐伯区)第130号

平成27年9月18日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり略

広島市告示(佐伯区)第131号

平成27年9月25日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示しま



号)第12条第1項の規定により職権で処理をしたので、同条第4項の規定により公示する。

広島市東区長 松出由美  
記

氏名	住民票記載の住所	職権処理の内容
須藤 正和	広島市東区戸坂出江一丁目1番17号	職権消除

広島市東区告示第19号

平成27年9月8日

下記の者について、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条及び住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定により職権で処理をしたので、同条第4項の規定により公示する。

広島市東区長 松出由美  
記

氏名	住民票記載の住所	職権処理の内容
下村 一平	広島市東区戸坂山崎町2番55-503号	職権消除

広島市東区告示第20号

平成27年9月8日

下記の者について、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条及び住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定により職権で処理をしたので、同条第4項の規定により公示する。

広島市東区長 松出由美  
記

氏名	住民票記載の住所	職権処理の内容
大原 英敬	広島市東区牛田南二丁目3番9-303号	職権消除

広島市東区告示第21号

平成27年9月8日

下記の者について、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条及び住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定により職権で処理をしたので、同条第4項の規定により公示する。

広島市東区長 松出由美  
記

氏名	住民票記載の住所	職権処理の内容
井上 正章	広島市東区戸坂くるめ木一丁目10番27-101号	職権消除

広島市東区告示第22号

平成27年9月8日

下記の者について、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条及び住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定により職権で処理をしたので、同条第4項の規定により公示する。

広島市東区長 松出由美  
記

氏名	住民票記載の住所	職権処理の内容
村岡 ツルコ	広島市東区愛宕町3番21号	職権消除

広島市東区告示第23号

平成27年9月9日

下記の者について、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条及び住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定により職権で処理をしたので、同条第4項の規定により公示する。

広島市東区長 松出由美  
記

氏名	住民票記載の住所	職権処理の内容
甲斐 岩雄	広島市東区矢賀新町二丁目3番30-201号	職権消除

広島市東区告示第24号

平成27年9月9日

下記の者について、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条及び住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定により職権で処理をしたので、同条第4項の規定により公示する。

広島市東区長 松出由美  
記

氏名	住民票記載の住所	職権処理の内容
永井 秀行	広島市東区馬木九丁目12番23号阜弥家荘101号	職権消除

広島市東区告示第25号

平成27年9月9日

下記の者について、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条及び住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定により職権で処理をしたので、同条第4項の規定により公示する。

広島市東区長 松出由美  
記

氏名	住民票記載の住所	職権処理の内容
岩本 和芳	広島市東区牛田新町三丁目11番21-307号	職権消除

広島市東区告示第26号

平成27年9月9日

下記の者について、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により職権で処理をしたので、同条第4項の規定により公示する。

広島市東区長 松出由美

記

氏名	住民票記載の住所	職権処理の内容
児玉 信	広島市東区戸坂山根一丁目2番26号	職権消除

広島市東区告示第27号

平成27年9月9日

下記の者について、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により職権で処理をしたので、同条第4項の規定により公示する。

広島市東区長 松出由美

記

氏名	住民票記載の住所	職権処理の内容
中川 恵子	広島市東区戸坂出江一丁目1番21-301号	職権消除

広島市東区告示第28号

平成27年9月9日

下記の者について、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により職権で処理をしたので、同条第4項の規定により公示する。

広島市東区長 松出由美

記

氏名	住民票記載の住所	職権処理の内容
宇多 政幸	広島市東区牛田本町六丁目2番12-501号	職権消除

広島市東区告示第29号

平成27年9月9日

下記の者について、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により職権で処理をしたので、同条第

4項の規定により公示する。

広島市東区長 松出由美

記

氏名	住民票記載の住所	職権処理の内容
坂井 敏雄	広島市東区牛田新町二丁目5番1-405号1号館	職権消除

広島市東区告示第30号

平成27年9月9日

下記の者について、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により職権で処理をしたので、同条第4項の規定により公示する。

広島市東区長 松出由美

記

氏名	住民票記載の住所	職権処理の内容
升廣 英夫	広島市東区牛田新町二丁目1番1-501号	職権消除

広島市東区告示第31号

平成27年9月14日

下記の者について、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により職権で処理をしたので、同条第4項の規定により公示する。

広島市東区長 松出由美

記

氏名	住民票記載の住所	職権処理の内容
溝淵 善博	広島市東区戸坂桜西町3番21-102号	職権消除

広島市東区告示第32号

平成27年9月14日

下記の者について、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により職権で処理をしたので、同条第4項の規定により公示する。

広島市東区長 松出由美

記

氏名	住民票記載の住所	職権処理の内容
津山 和	広島市東区尾長東二丁目3番13-201号	職権消除

広島市東区告示第33号



平成27年9月14日

下記の者について、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により職権で処理をしたので、同条第4項の規定により公示する。

広島市東区長 松出由美

記

氏名	住民票記載の住所	職権処理の内容
ヤマダ 健	広島市東区牛田東二丁目15番8-303号	職権消除

広島市東区告示第34号

平成27年9月14日

下記の者について、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により職権で処理をしたので、同条第4項の規定により公示する。

広島市東区長 松出由美

記

氏名	住民票記載の住所	職権処理の内容
縄手 力	広島市東区光町二丁目13番17-203号	職権消除

広島市東区告示第35号

平成27年9月14日

下記の者について、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により職権で処理をしたので、同条第4項の規定により公示する。

広島市東区長 松出由美

記

氏名	住民票記載の住所	職権処理の内容
コブソン 亜希子	広島市東区牛田旭二丁目20番1-709号	職権消除
コブソン リバティー	広島市東区牛田旭二丁目20番1-709号	職権消除
コブソン ナタリー	広島市東区牛田旭二丁目20番1-709号	職権消除

広島市東区告示第36号

平成27年9月14日

下記の者について、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により職権で処理をしたので、同条第4項の規定により公示する。

広島市東区長 松出由美

記

氏名	住民票記載の住所	職権処理の内容
多賀谷 匠	広島市東区尾長西二丁目3番22-402号	職権消除

広島市東区告示第37号

平成27年9月14日

下記の者について、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により職権で処理をしたので、同条第4項の規定により公示する。

広島市東区長 松出由美

記

氏名	住民票記載の住所	職権処理の内容
其輪 典尚	広島市東区中山南一丁目23番5-804号	職権消除

広島市東区告示第38号

平成27年9月14日

下記の者について、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により職権で処理をしたので、同条第4項の規定により公示する。

広島市東区長 松出由美

記

氏名	住民票記載の住所	職権処理の内容
矢吹 典史	広島市東区中山中町5番47号	職権消除

広島市東区告示第39号

平成27年9月14日

下記の者について、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により職権で処理をしたので、同条第4項の規定により公示する。

広島市東区長 松出由美

記

氏名	住民票記載の住所	職権処理の内容
四郎田 学	広島市東区温品二丁目13番20-405号	職権消除

広島市東区告示第40号

平成27年9月14日

下記の者について、住民基本台帳法（昭和42年法律第81

号)第8条及び住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定により職権で処理をしたので、同条第4項の規定により公示する。

広島市東区長 松出由美

記

氏名	住民票記載の住所	職権処理の内容
花本 法弘	広島市東区中山鏡が丘11番15-403号	職権消除

広島市東区告示第41号

平成27年9月14日

下記の者について、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条及び住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定により職権で処理をしたので、同条第4項の規定により公示する。

広島市東区長 松出由美

記

氏名	住民票記載の住所	職権処理の内容
有働 裕幸	広島市東区戸坂南一丁目5番26-203号金重アパート	職権消除

広島市東区告示第42号

平成27年9月14日

下記の者について、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条及び住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定により職権で処理をしたので、同条第4項の規定により公示する。

広島市東区長 松出由美

記

氏名	住民票記載の住所	職権処理の内容
隈本 憲志	広島市東区福田三丁目25番8-4号	職権消除

広島市東区告示第43号

平成27年9月14日

下記の者について、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条及び住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定により職権で処理をしたので、同条第4項の規定により公示する。

広島市東区長 松出由美

記

氏名	住民票記載の住所	職権処理の内容
武田 輝明	広島市東区矢賀一丁目3番4号	職権消除

広島市東区告示第44号

平成27年9月15日

下記の者について、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条及び住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定により職権で処理をしたので、同条第4項の規定により公示する。

広島市東区長 松出由美

記

氏名	住民票記載の住所	職権処理の内容
井上 義幸	広島市東区上温品四丁目20番1号	職権消除

広島市東区告示第45号

平成27年9月17日

下記の者について、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条及び住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定により職権で処理をしたので、同条第4項の規定により公示する。

広島市東区長 松出由美

記

氏名	住民票記載の住所	職権処理の内容
深井 寛	広島市東区矢賀六丁目4番47-105号	職権消除

広島市東区告示第46号

平成27年9月17日

下記の者について、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条及び住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定により職権で処理をしたので、同条第4項の規定により公示する。

広島市東区長 松出由美

記

氏名	住民票記載の住所	職権処理の内容
周藤 武雄	広島市東区戸坂くるめ木二丁目10番20-101号	職権消除

広島市東区告示第47号

平成27年9月17日

下記の者について、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条及び住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定により職権で処理をしたので、同条第4項の規定により公示する。

広島市東区長 松出由美

記

氏名	住民票記載の住所	職権処理の内容
西村 一夫	広島市東区上温品四丁目28番17-102号	職権消除

広島市東区告示第48号

平成27年9月18日

下記の者について、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により職権で処理をしたので、同条第4項の規定により公示する。

広島市東区長 松出由美

記

氏名	住民票記載の住所	職権処理の内容
宗野 守	広島市東区上温品三丁目24番10-10号	職権消除

広島市東区告示第49号

平成27年9月18日

下記の者について、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により職権で処理をしたので、同条第4項の規定により公示する。

広島市東区長 松出由美

記

氏名	住民票記載の住所	職権処理の内容
山崎 聖治	広島市東区上温品二丁目6番16-201号	職権消除

広島市東区告示第50号

平成27年9月18日

下記の者について、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により職権で処理をしたので、同条第4項の規定により公示する。

広島市東区長 松出由美

記

氏名	住民票記載の住所	職権処理の内容
沖田 修一	広島市東区牛田新町一丁目4番5-605号	職権消除

広島市東区告示第51号

平成27年9月18日

下記の者について、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により職権で処理をしたので、同条第

4項の規定により公示する。

広島市東区長 松出由美

記

氏名	住民票記載の住所	職権処理の内容
竹田 誠	広島市東区曙二丁目3番23号	職権消除

広島市東区告示第52号

平成27年9月18日

下記の者について、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により職権で処理をしたので、同条第4項の規定により公示する。

広島市東区長 松出由美

記

氏名	住民票記載の住所	職権処理の内容
立元 忠勝	広島市東区愛宕町3番23-303号重藤ビル	職権消除

広島市東区告示第53号

平成27年9月18日

下記の者について、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により職権で処理をしたので、同条第4項の規定により公示する。

広島市東区長 松出由美

記

氏名	住民票記載の住所	職権処理の内容
松野 幹郎	広島市東区福田八丁目14番14号	職権消除

広島市東区告示第54号

平成27年9月18日

下記の者について、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により職権で処理をしたので、同条第4項の規定により公示する。

広島市東区長 松出由美

記

氏名	住民票記載の住所	職権処理の内容
陶山 五郎	広島市東区若草町18番30-201号	職権消除

広島市東区告示第55号

平成27年9月18日

下記の者について、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により職権で処理をしたので、同条第4項の規定により公示する。

広島市東区長 松出由美

記

氏名	住民票記載の住所	職権処理の内容
近貞 行正	広島市東区矢賀一丁目3番18-102号グレイスハイム	職権消除

広島市東区告示第56号

平成27年9月24日

下記の者について、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により職権で処理をしたので、同条第4項の規定により公示する。

広島市東区長 松出由美

記

氏名	住民票記載の住所	職権処理の内容
高尾 義重	広島市東区上大須賀町9番26-303号	職権消除

広島市南区告示第15号

平成27年9月14日

下記の者について、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により職権で処理をしたので、同条第4項の規定により公示する。

広島市南区長 田原範朗

記

氏名	住民票の住所	職権処理の内容
瀧 昭弘	広島市南区宇品海岸一丁目2番27-203号宇品海岸83ビル	消除
中尾 政則	広島市南区大州三丁目3番33-337号	消除
宮崎 妙子	広島市南区大須賀町19番9-704号	消除
松原 弘幸	広島市南区西旭町3番20号	消除
黒木 礎司	広島市南区西霞町19番2号	消除

広島市南区告示第16号

平成27年9月29日

下記の者について、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により職権で処理をしたので、同条第4項の規定により公示する。

号）第12条第1項の規定により職権で処理をしたので、同条第4項の規定により公示する。

広島市南区長 田原範朗

記

氏名	住民票の住所	職権処理の内容
児島 弘和	広島市南区宇品神田四丁目5番2-301号ドミール・オートク	消除
山崎 明	広島市南区宇品御幸一丁目4番1-203号	消除
山崎 良子	広島市南区宇品御幸一丁目4番1-27-203号	消除
牧 二郎	広島市南区宇品御幸三丁目11番58号	消除
中山 明雄	広島市南区大州三丁目7番2-402号	消除
隅田 宏路	広島市南区西霞町3番20号	消除

選管告示

広島市選挙管理委員会告示第26号

平成27年9月2日

平成27年9月2日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）及び市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の規定による各種直接請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による委員の解職請求をするに必要な選挙人の数は、次のとおりです。

広島市選挙管理委員会  
委員長 二國則昭

- 地方自治法第74条第1項（条例の制定又は改廃の請求）及び第75条第1項（市の事務の執行に関する監査の請求）並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項（合併請求市町村の長に対する合併協議会設置の請求）及び第5条第1項（同一請求関係市町村の長に対する合併協議会設置の請求）の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数  
18,993人
- 地方自治法第76条第1項（議会の解散の請求）、第81条第1項（市長の解職の請求）及び第86条第1項（副市長、市の選挙管理委員又は監査委員の解職の請求）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項（教育委員会の委員の解職の請求）の規定による選挙権を有する者の総数の80万を越える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数  
218,705人
- 地方自治法第80条第1項（議員の解職の請求）及び地方自治法第86条第1項（区選挙管理委員の解職の請求）の規定